

即時交換申請書は、発行されるポイントを追加的に実施する工事の費用に充当する即時交換を申請する場合に作成する書類です。即時交換申請書は、ポイント発行申請と同時に提出しなければなりません。

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません。)

申請者本人の氏名を記入してください。
本申請書に記載の<同意事項>をお読みになり、同意の上、押印してください。

※ 申請者が法人の場合は、担当者の情報を記入し、法人の印鑑を押印してください。

申請者が法人の場合

申請者氏名 氏 **〇△商事株式会社** 営業部 **〇× 太郎** **商** **事**

★ [氏]に法人名を記入してください。
★ [名]に所属・担当者名をそれぞれ記入してください。
★ [印]は★に記入した法人の印鑑を押してください。

契約事業者のこれまでの即時交換実績について、いずれが該当する方をチェックしてください。

【[なし]にチェックした場合】
※ 「即時交換用口座登録申込書」に必要事項を記入し、あわせて提出してください。

【[あり]にチェックした場合】
※ 初めて即時交換をした際に「即時交換用口座登録申込書」にて登録した「電話番号(事業者特定用)」を記入してください。

⚠ ハイフンや記号を使わずに、数字のみで左詰めで記入してください。
⚠ 登録した[口座番号]を記入しないでください。
⚠ 間違って記入されると入金されないことがあります。
⚠ <住宅エコポイント><復興支援・住宅エコポイント>で口座登録した事業者も、本制度での登録がない場合は登録する必要があります。

申請者および契約業者に同意していただく事項です。

⚠ **必ずお読みください。**

※ポイントを事業者が受け取る場合のみに作成・提出する書類です※

省エネ住宅ポイント (指定)

共通 **即時交換申請書**

本申請書の記載内容を確認のうえ、以下の同意事項にもとづき、申請者に発行されたポイントについての即時交換申請を行います。

作成日 平成 27 年 3 月 20 日

申請者氏名 氏 **新築** 名 **太郎** **新築** **必須**

事業者名 **株式会社 住宅工務店** **株式会社 住宅工務店**

代表者肩書 **代表取締役** 代表者氏名 **住宅 健吉**

なし 「即時交換用口座登録申込書」に振込口座等を記入し、ご提出ください。
 あり 振込口座登録時に記入した電話番号(事業者特定用)をご記入ください。

電話番号(事業者特定用) **031222XXXX**

即時交換に利用するポイント数 **300**,000ポイント

即時交換工事内容*2 追加工事 グレードアップ工事

該当する工事に☑し、工事内容に○をしてください。

※1 ポイント発行・交換申請における契約を締結した工事施工者または販売事業者であること。
※2 工事施工者が工事請負契約にもとづき、ポイント発行対象工事に追加的に実施する工事の内容もしくは、販売事業者が工事請負契約にもとづき、追加的に発注する工事の内容をご記入ください。

同意事項

※本同意事項は、別途申請者が提出することが必要な「省エネ住宅ポイント発行・交換申請書」または「省エネ住宅ポイント工事完了前ポイント発行・交換申請書」に係る同意事項(以下「申請書同意事項」という。)に加えて、申請者および契約事業者が遵守すべき事項等を規定するものです。なお、本同意事項で使用する語は、特段の定めがない限り、申請書同意事項に定める意味を有するものとします。

1. 即時交換の委任事項
申請者および契約事業者は、事務局所定の即時交換申請書(以下「即時交換申請書」という。)に署名または記名および捺印することにより、申請者は以下の①および②(以下「委任事項」という。)について契約事業者に委任し、契約事業者はこれを受任します。申請者は、委任事項を契約事業者以外の方に重畳して委任を行うことはできません。契約事業者は、委任事項を第三者に再委任することはできません。
①当該即時交換申請書に記載した即時交換に利用するポイント(以下「即時交換ポイント」という。)数に相当する金額(以下「即時交換金額」という。)の受領。
②ポイントの発行を行う場合、ポイント発行の申請、即時交換の申請および完了報告に係る一切の手続き
申請者および契約事業者は、事務局所定の即時交換における委任解除合意書(以下「解除合意書」という。)によらなければ、委任事項に係る委任契約を終了し、または解除することはできません。

2. 即時交換申請と振込み
申請者および契約事業者は、事務局にポイント発行の申請を行うと同時に即時交換申請書を出すことにより、即時交換ポイントを利用することを申請します。
事務局等は、当該ポイント発行および即時交換の申請を承認した場合、契約事業者に対して、即時交換金額および振込予定日等を記載した通知(以下「即時交換通知」という。)を送付した後、契約事業者が事務局所定の即時交換用口座登録申込書によって指定した振込口座に即時交換金額の振込みを行います。

ただし、対象工事等の完了前に申請者に対してポイント発行が行われた場合については、完了報告後に完了確認ポイントによらず即時交換ポイントに相当する金額の振込みを行います。契約事業者は、即時交換工事を含めた完了報告を、平成28年2月15日(過半数完了報告書が事務局に到達するまで)を以て完了報告期限(以下「完了報告期限」という。)までに提出しなければなりません。申請者と契約事業者は、即時交換金額が、申請書の契約事業者に対する対象工事等に係る代金債務の弁済に充当されることを条件として支払われるものであることに同意するものとします。

3. 即時交換の変更・解除
既に即時交換の申請を行った申請者または契約事業者は、原則として、当該申請を行った即時交換ポイント数の変更を行うことはできません。
契約事業者は、完了報告期限までに対象工事等を完了し完了報告を行うことが出来ないことが合理的に判明した場合、速やかに申請者に連絡し、申請者と共同で事務局に通知して、その指示に従わなければなりません。また、即時交換工事を取りやめた申請者は、速やかに契約事業者に連絡し、契約事業者と共同で事務局に通知して、その指示に従わなければなりません。

4. 即時交換の取り下げ
事務局に対して即時交換の申請を行った申請者または契約事業者は、申請後に、解除合意書によって委任契約の解除を行った場合、速やかに事務局に解除合意書を出さなければなりません。

5. 即時交換工事代金の精算
即時交換金額を受領した契約事業者は、その金額を、即時交換工事の契約に基づき申請者が支払うべき即時交換工事の代金の全部または一部に充当し、相殺しなければなりません。また、完了確認ポイントが即時交換ポイントを下回ることは、または委任事項に係る委任契約を解除したことにより、申請者、契約事業者または第三者に損害等が発生したときは、申請者と契約事業者は、それぞれの責任と費用において処理するものとし、事務局等は、当該損害等について一切の責任を負いません。

6. 免責
事務局等は、この即時交換に関連して生じた申請者等および契約事業者その他の者の損害等に対し、事務局等の故意または重大過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。審査および振込手続きには一定の時間がかかります。振込遅延その他の事由によって生じた損害について、事務局等は一切の責任を負いません。

7. 債権譲渡の禁止
申請者および契約事業者は、即時交換の申請を行うことにより発生する事務局等に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

注意事項

- 申請者または第三者より異議申立てがあった場合、契約事業者に対する即時交換金額の振込みを停止することがあります。
- 対象工事等の完了前に即時交換を申請した場合、即時交換金額の振込みは、完了報告後になります。
- 契約事業者は、即時交換工事を含めた完了報告を平成28年2月15日までに提出しなければなりません。

⚠ 即時交換を利用される方は、郵送では申請できません。窓口で申請をお願いします。
⚠ 申請される方は、本申請書のコピーをとり、大切に保管してください。

申請書を作成した日を記入してください。

即時交換を行う工事施工者または販売事業者(契約事業者)が[事業者名][代表者肩書][代表者名]を記入してください。本申請書に記載の<同意事項>をお読みになり、同意の上、押印してください。

「ポイント発行・交換申請書」または「工事完了前ポイント発行・交換申請書」に記載された[即時交換に利用するポイント]を記入してください。

即時交換を利用する工事内容にチェック・○をしてください。
※ 複数ある場合は、該当するすべての項目にチェックしてください。
⚠ 工事完了後のポイント発行・交換申請時は完了報告時に即時交換に該当する工事の工事後の写真を提出する必要があります。

⚠ 即時交換を利用される方は、郵送では申請できません。窓口で申請をお願いします。
⚠ 申請される方は、本申請書のコピーをとり、大切に保管してください。